

自立支援給付等における利用者負担上限月額算定誤りについて

標題について、令和5年4月19日に報道発表し、令和5年5月開催の保健業務主管課長会等にてお知らせしておりました追加の影響調査結果及び影響対象者への対応状況をご報告します。

1 本説明資料の対象事業

- ・ 自立支援医療（精神通院医療）

2 経過

- ・ 令和5年4月19日 報道発表
- ・ 令和5年4月21日 総合福祉システム改修に係る各区宛て事務連絡発出
- ・ 令和5年4月25日 総合福祉システム新プログラム運用開始
- ・ 令和5年5月12日 保健業務主管課長会

3 影響対象者について（最終調査結果）

- (1) 過支給が発生している方（6名）
- (2) 過支給は発生していないが、有効期間内の所得区分に変更が生じる方（29名）

それぞれの対象者の区別件数については、別紙1のとおりです。

4 影響対象者への対応について**(1) 過支給が発生している方への対応について（6名）**

- 5月2日 健康局において、対象者個別に電話連絡による謝罪・説明
- 5月29日 5年の時効に近い1名について、更正決定通知書及び納付書等を送付
- 6月19日 残り5名に更正決定通知書及び納付書等を送付

今後の納付交渉等についても健康局で行う。

(2) 有効期間内の受給者証を持ちで所得区分に変更が生じる方への対応について（29名）

新プログラム運用開始日前日までの決定情報をもとに抽出した対象者のうち、令和5年5月30日時点で有効の受給者証をお持ちの方に対して更正決定通知書及び更正受給者証を送付。（29名）

- 5月31日 対象者及び対象者が登録をしている医療機関へ謝罪及び説明の事務連絡送付（謝罪及び所得区分変更の説明）
- 6月9日、21日 オンラインで更正決定
- 6月27日 更正決定を行った決定通知及び受給者証を対象者送付希望先へ郵送

5 今後の作業について

過支給が発生している方については、総合福祉システム上のデータ更正が行えていないため、福祉局システム課に依頼し更正作業を行います（令和5年7月～8月を予定）。

総合福祉システムにおける所得区分の算定方法の誤りについて

■ 各事業別 影響人数 (区別)

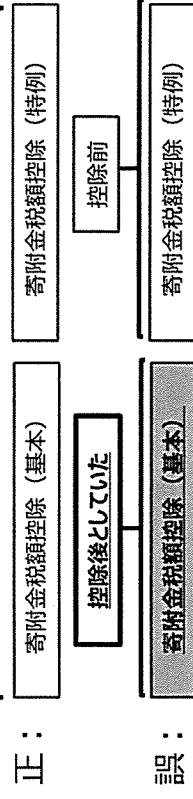
※各区別人数 ((1) 過支給あり) の太字箇所については、前回発表時から変動があったもの

	更生医療		精神通院医療		障がい福祉サービス		障がい児給付		計											
	(1) 過支給あり	(2) 過支給なし有効期間内	(1) 過支給あり	(2) 過支給なし有効期間内	(1) 過支給あり	(2) 過支給なし有効期間内	(1) 過支給あり	(2) 過支給なし有効期間内												
北区	1	0	2	2	3	0	9	2	15	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2	3
都島区	0	0	0	4	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
福島区	0	0	0	0	0	0	7	3	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
此花区	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
中央区	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4
西区	0	0	1	0	0	0	6	1	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
港区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5
大正区	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
天王寺区	0	0	0	0	1	0	2	1	3	1	0	0	2	1	0	0	0	0	4	3
浪速区	0	0	0	1	0	0	2	1	2	2	0	0	2	1	0	0	0	0	4	1
西淀川区	0	0	0	0	0	1	2	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	2
淀川区	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
合計	3	3	6	29	10	4	58	16	77	52										

<参考> 所得区分算定における算定方法の誤りについて

- ・ 所得区分の算定に当たっては、市民税所得割額を基に行うこととなっている。
- ・ 平成21年7月の税制改正に伴う関係法令改正により、**寄附金税額控除 (基本・特例) に ついて、税額控除前の所得に基づき算定された市民税所得割額をもって所得区分を算定することとされた。**
- ・ この改正に対応するためシステム改修を行ったが、その際に参照した厚労省の資料や通知が誤解を招く記載であったため、「**寄附金税額控除 (特例) のみを控除前とした市民税所得割額**」を用いて所得区分を算定していた。

◆ 計算プログラムの誤り (概要)



令和5年7月5日

大阪市福祉局障がい者施策部
福原 障がい支援課長
電話 (06-6208-7995)
大阪市健康局健康推進部
吉田 こころの健康センター
精神保健医療担当課長
電話 (06-6922-8520)

総合福祉システムにおける自立支援給付等の利用者負担額（負担上限月額）
の決定誤りに伴う過支給に関する調査結果について

1 概要と事実経過

大阪市福祉局及び健康局において、自立支援給付等の利用負担額（負担上限月額）の決定に誤りがあり、過支給していたことが判明（令和5年4月19日報道発表済み）したことを受け、令和5年2月以降の利用実績分について引き続き調査したところ、新たに8名の方に過支給していることが判明しました。これをもって本事案に関する調査は終了しましたので、影響人数及び金額の最終調査結果（平成30年2月から令和5年4月利用実績分）をお知らせします。

2 影響人数及び金額

平成30年2月～令和5年4月利用実績分		
事業名称	過支給となっていた方	過支給額
自立支援医療（更正医療）	3名	111,210円
自立支援医療（精神通院医療）	6名	52,858円
障がい福祉サービス	10名	787,224円
障がい児（入所・通所）給付	58名	5,932,446円
合計	77名	6,883,738円

（参考）令和5年2月～4月利用実績分（新たに判明分）		
事業名称	過支給となっていた方	過支給額
自立支援医療（更正医療）	3名	111,210円
自立支援医療（精神通院医療）	6名	52,858円
障がい福祉サービス	10名	787,224円
障がい児（入所・通所）給付	58名	5,932,446円
合計	77名	6,883,738円

3 判明後の対応

新たに影響のあった方（8名）には、速やかに、電話等で謝罪を行うとともに、正しい利用者負担額（負担上限月額）の支給決定通知書等を随時送付します。

また、過支給分について遡ってご負担いただくことになることを説明するとともに、納付をお願いしてまいります。

令和5年4月19日

大阪市福祉局障がい者施策部
福原 障がい支援課長
電話 (06-6208-7995)
大阪市健康局健康推進部
吉田 こころの健康センター
精神保健医療担当課長
電話 (06-6922-8520)

総合福祉システムにおける自立支援給付等の利用者負担額（負担上限月額）
の決定誤りに伴う過支給について

大阪市福祉局・健康局において、自立支援給付等の利用者負担額（負担上限月額）の決定に誤りがあり、過支給していたことが判明しました。

このような事態を発生させたことにつきまして、当該利用者の方々に多大なご迷惑をお掛けし、また市民の皆様の信頼を損ねることとなりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、対象となる方々に対しましては、個別に事情説明とお詫びを申しあげ、適切な対応に努めてまいります。

1 概要と事実経過

令和4年5月16日付けで、厚生労働省から自立支援医療及び補装具費等の所得区分の算定事務について、一部の自治体で、平成21年7月の税制改正に伴う変更が反映されておらず、所得区分の算定誤りが判明したため、同様の事例が発生していないか調査依頼がありました。

本市の利用者負担額（負担上限月額）を算定する総合福祉システムの保守管理を行う事業者に、依頼内容に基づき、プログラム内容の確認を依頼した結果、平成21年7月の税制改正に伴うシステム改修時に、自立支援給付等の利用者負担額（負担上限月額）算定のための市民税所得割額の計算を行う際、寄附金税額控除（基本控除・特例控除）を控除前の額で算定するべきところを、寄付金税額控除の一部（特例控除）のみを控除前の額で算定するプログラムとなっているとの報告が令和4年8月末にありました。

事業者からの報告を受け、直ちに申請書等が保存されている平成29年4月以降について調査を開始し、地方自治法に基づく請求権の消滅時効期間を除く平成30年2月利用実績分からの対象者24,912件の所得区分及び利用された実績を1件1件確認したところ、令和5年4月17日時点で、令和5年1月利用実績までの分として、69名の方の利用者負担額（負担上限月額）が本来よりも低額で計算され、本市が負担する給付費を過大に支給していることが判明しました。

2 影響人数及び金額

※令和5年1月利用実績まで

事業名称	過支給となっていた方	過支給額
自立支援医療（更生医療）	3名	91,202円
自立支援医療（精神通院医療）	6名	52,858円
障がい福祉サービス	10名	738,964円
障がい児（通所・入所）給付	50名	5,571,473円
合計	69名	6,454,497円

3 原因

平成21年7月の税制改正に伴うシステム改修において、厚生労働省からの通知等の内容を誤って解釈し、プログラム設定したことが原因と考えています。

4 判明後の対応

誤っていたプログラムについては、直ちにシステム改修を行い、令和5年4月25日（火曜日）から正しいプログラムでの運用を開始します。

影響のあった方には、速やかに、電話等で謝罪を行うとともに、正しい利用者負担額（負担上限月額）の支給決定通知書等を随時送付します。

また、過支給分について遡ってご負担いただくことになることを説明するとともに、納付をお願いしてまいります。

5 再発防止策

福祉局・健康局として、今回の事態を厳粛に受け止め、今後は制度改正等におけるシステム改修の際には、システム担当者と事業担当者との綿密な情報連携はもとより、各根拠法令や国通知等の確認や改修にかかる仕様等を組織的に管理する体制を構築し、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

6 その他

令和5年2月以降の利用実績分については、現在調査中でありますので、改めて公表いたします。